

農林水産関係事業の取扱いについて（その2-1）

農林水産関係事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年6月1日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

農林水産関係事業の取扱いについて

- 1 農区長制度については、新市の制度として継続する。

平成19年 7月30日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧

| 協議番号 | 枝番号 | 協議項目               | 部会名    | 提案  | 承認／継続   | 備考    |
|------|-----|--------------------|--------|-----|---------|-------|
| 34   |     | 農林水産関係事業の取扱い       |        |     |         |       |
|      | 1   | 農業地域交流促進事業         | 経済振興部会 | 第2回 | 第3回 ○承認 | 熊本市のみ |
|      | 2   | 農業地域活性化支援事業        | 経済振興部会 | 第2回 | 第3回 ○承認 | 熊本市のみ |
|      | 3   | 地産地消の推進事業          | 経済振興部会 | 第2回 | 第3回 ○承認 | 熊本市のみ |
|      | 4   | 経営体育成支援事業          | 経済振興部会 | 第2回 | 第3回 ○承認 | 熊本市のみ |
|      | 5   | 農業・農村男女共同参画経費      | 経済振興部会 | 第2回 | 第3回 ○承認 | 熊本市のみ |
|      | 6   | (特)農業金融支援事業        | 経済振興部会 | 第2回 | 第3回 ○承認 | 熊本市のみ |
|      | 7   | 農用地有効利用促進助成経費      | 経済振興部会 | 第2回 | 第3回 ○承認 | 熊本市のみ |
|      | 8   | 市民と農業のふれあい促進事業     | 経済振興部会 | 第2回 | 第3回 ○承認 | 熊本市のみ |
|      | 9   | 生産体制強化施設整備事業       | 経済振興部会 | 第2回 | 第3回 ○承認 | 熊本市のみ |
|      | 10  | 流通施設整備事業           | 経済振興部会 | 第2回 | 第3回 ○承認 | 熊本市のみ |
|      | 11  | 畜産施設整備事業           | 経済振興部会 | 第2回 | 第3回 ○承認 | 熊本市のみ |
|      | 12  | 流通対策事業             | 経済振興部会 | 第2回 | 第3回 ○承認 | 熊本市のみ |
|      | 13  | 農業振興地域整備計画変更       | 経済振興部会 | 第4回 | 第5回 ○承認 |       |
|      | 14  | 農業振興地域整備促進協議会      | 経済振興部会 | 第4回 | 第5回 ○承認 |       |
|      | 15  | 農業構造改善事業補助金        | 経済振興部会 | 第4回 | 第5回 ○承認 |       |
|      | 16  | 農業生活研究グループ連絡協議会補助金 | 経済振興部会 | 第4回 | 第5回 ○承認 | 富合町のみ |
|      | 17  | 農産物新品種導入補助金        | 経済振興部会 | 第4回 | 第5回 ○承認 | 富合町のみ |
|      | 18  | 酪農ヘルパー補助金          | 経済振興部会 | 第4回 | 第5回 ○承認 | 富合町のみ |
|      | 19  | 生産体制強化対策事業         | 経済振興部会 | 第4回 | 第5回 ○承認 |       |
|      | 20  | 畜産振興事業             | 経済振興部会 | 第4回 | 第5回 ○承認 |       |
|      | 21  | 基盤整備事業             | 経済振興部会 | 第4回 | 第5回 ○承認 |       |
|      | 22  | 単県土地改良事業           | 経済振興部会 | 第4回 | 第5回 ○承認 |       |
|      | 23  | 農業用施設災害復旧工事        | 経済振興部会 | 第4回 | 第5回 ○承認 |       |
|      | 24  | 農業委員会あっせん基準        | 経済振興部会 | 第4回 | 第5回 ○承認 |       |
|      | 25  | 農業委員会諸証明手数料        | 経済振興部会 | 第4回 | 第5回 ○承認 |       |
|      | 26  | 農区長制度              | 経済振興部会 | 第4回 | 第5回 継続  | 熊本市のみ |

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

|      |                 |      |          |
|------|-----------------|------|----------|
| 協議項目 | 34 農林水産関係事業の取扱い | 小項目名 | 26 農区長制度 |
| 調整方針 | 新市の制度として継続する    |      |          |

| 調査    | 現 況   |       | 調整の具体的内容                     |
|-------|---|-------|------------------------------|
| 市町名   | 熊 本 市   | 富 合 町 |                              |
| 市町別内容 | <p>1. 農区、農区長<br/>本市内の農耕地域を34農区に分け、各農区に農区長を置いている。</p> <p>2. 農区長の職務<br/>農区長は、市長の指揮を受け、その農区内の農業協同組合及び農家組合その他農業各種団体との連絡を図り、農林畜産の改良及び農政活動の推進を図る。</p> <p>3. 農区長の委嘱<br/>農区長は、本市の農業協同組合の理事で各農区内に居住する者の中から市長が委嘱。<br/>農業協同組合長が、その農区に属する集落農区長と協議して推薦する者があるときは、市長はその者を農区長に委嘱することができる。ただし、農業協同組合のない農区にあっては、当該農区に属する集落農区長が推薦した者を委嘱することができる。</p> <p>4. 農区長の任期<br/>3年</p> <p>5. 根拠<br/>熊本市農区長設置規則</p> | 該当なし  | 合併後は富合町域を含む全市域を対象として制度を実施する。 |